

消防用設備等保守点検業務委託 仕様書

消防法第17条の3の3に定められた「消防用設備等についての点検および報告」について、消防庁により規定された方法により適切に実施すること。

所在地：京都市右京区西院春栄町3-2

名称：京都市共生社会推進室分室

構造：RC造3階建て

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

備考：消防用設備等点検結果報告書を作成し、共生社会推進室に確認のうえ、右京消防署に提出すること。

その他：業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。

点検実施：上半期（令和8年4月1日～令和8年9月30日）に機器点検を1回
下半期（令和8年10月1日～令和9年3月31日）に総合点検を1回実施すること。

設備の種類			設置数
	機器名	摘要	
自動火災報知設備	感知器	熱感知器	18
		煙感知器	12
	音響装置		3
	発信機		3
	受信機		1
防排煙制御設	自動起動装置	煙感知器	4
	防火戸		2
誘導	20W		7
	B級		1
消火器	A 10型		5